

令和元年度(2019年度)

# 柏崎市人事行政の運営等の状況の公表

<項 目>

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- 2 職員の給与・定員管理等について
- 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況
- 5 職員のサービスの状況
- 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- 7 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 8 柏崎市公平委員会の業務の状況

# 1 職員の任免及び職員数に関する状況

## (1) 職種別採用者数

ア 平成30(2018)年4月1日

職種等	人数(人)
一般事務職員	10
土木技術職員	2
保健師	2
看護師	1
教育職員	2
保育士	4
調理員(任期付)	4
消防士	9
計	34

イ 平成31(2019)年4月1日

職種等	人数(人)
一般事務職員	11
土木技術職員	0
保健師	0
看護師	1
教育職員	3
保育士	6
調理員(任期付)	5
消防士	6
計	32

## (2) 事由別退職者数

ア 平成29(2017)年度

事由	人数(人)
定年	30
勸奨	5
その他	18
計	53

イ 平成30(2018)年度

事由	人数(人)
定年	28
勸奨	0
その他	13
計	41

## (3) 4月1日現在の職員数

平成30(2018)年4月1日現在	915人(男600人、女315人)
平成31(2019)年4月1日現在	905人(男587人、女318人)

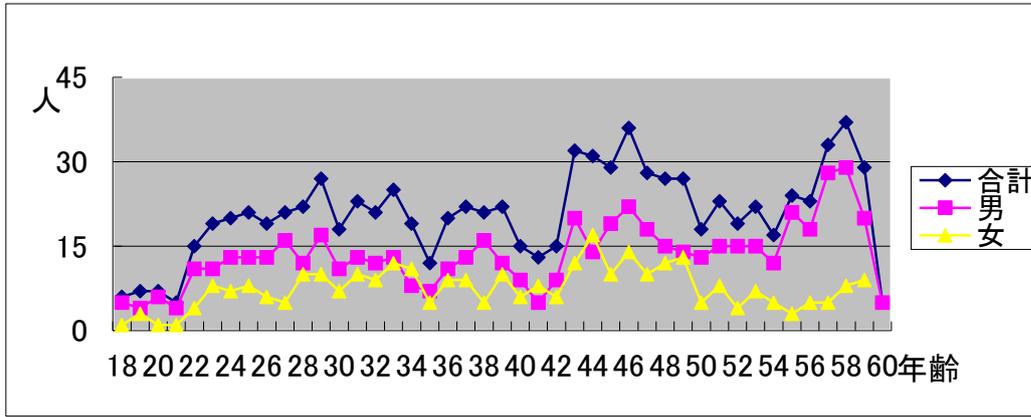
(注)上記の職員数は、市長、副市長及び教育長を除き、フルタイム再任用職員を含む職員数です。  
なお、採用者数及び退職者数には、再任用職員は含まれていません。

## (4) 部門別職員数の状況(各年4月1日)

区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度			
一般行政部門	議会	7	6	▲1	議会事務局部門の業務圧縮による減
	総務	139	138	▲1	支所総務部門の圧縮による減
	税務	42	42		
	民生	194	194		
	衛生	53	52	▲1	診療所の統廃合による減
	労働	2	2		
	農水	41	40	▲1	支所農業一般部門の業務圧縮による減
	商工	24	23	▲1	支所観光部門の業務圧縮による減
	土木	73	73		
小計	575	570	▲5		
政特 部別 門行	教育	67	66	▲1	文化財保護業務の圧縮による減
	消防	149	149		
	小計	216	215	▲1	
会公 計営 部企 門業 等	病院	16	16		
	水道	39	37	▲2	組織改編による減
	下水道	29	26	▲3	組織改編による減
	その他	40	41	▲1	後期高齢者広域連合への新規派遣による増
	小計	124	120	▲4	
合計	915	905	▲10		

(注)上記の職員数に市長、副市長及び教育長は、含まれていません。  
なお、再任用職員のうちフルタイム勤務の職員は職員数に含まれますが、短時間勤務の職員は含みません。

(5) 年齢別職員構成の状況（平成31（2019）年4月1日）



(6) 等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成31（2019）年4月1日）

一般職員給料表（再任用職員のうち、フルタイム勤務の者を含む）

等級	級別職務分類表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事、技師又はこれらに相当する職（以下「主事等」という。）の職務	84	12.6	主事	5	457	68.7	係員級
				技師	5			
				保育士	18			
				保健師	3			
				看護師	2			
				計	84			
2級	高度の知識経験を必要とする主事等の職務	76	11.4	主事	4			
				技師	8			
				保育士	21			
				保健師	4			
				学芸員	1			
				計	76			
3級	1 主査の職務 2 係長、園長又は主任（以下「係長等」という。）の職務	145	21.8	主査（一般事務）	11			
				その他専門職の主査	3			
				計	145			
4級	困難な業務を行い、又は高度の知識経験を必要とする係長等の職務	242	36.4	主任（一般事務）	9			
				その他専門職の主任	6			
				係長（一般事務）	6	90	13.5	係長級
				その他専門職の係長	8			
				園長	1			
				計	242			
5級	課長代理、副主幹又はこれらに相当する職の職務	65	9.8	課長代理	4	65	9.8	課長代理級
				副主幹	5			
				その他相当する職	1			
				計	65			
6級	課長、主幹又はこれらに相当する職の職務	43	6.5	課長	3	43	6.5	課長級
				主幹	2			
				その他相当する職	9			
				計	43			
7級	部長又はこれらに相当する職の職務	10	1.5	部長	7	10	1.5	部長級
				その他相当する職	3			
				計	10			
合計		665	100					

## 2 職員の給与・定員管理等について

この項目は、他の地方公共団体との比較が容易になるよう別に抜き出してまとめましたので、そちらをご覧ください。

## 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等の状況（平成31（2019）年4月1日現在）

区 分	勤 務 時 間		休 日
	始業時間	終業時間	
一般行政職	午前8時30分	午後5時15分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜日及び土曜日</li> <li>・国民の祝日</li> <li>・年末年始（12月29日～12月31日、1月2日及び3日）</li> </ul>
	1週間当たり38時間45分勤務		

(2) 休暇の取得状況（平成30（2018）年1月1日から12月31日までの取得状況）

区 分	1人当たりの平均取得日
年 次 休 暇	12.3日
特 別 休 暇	6.2日
療 養 休 暇	2.1日

(3) 育児休業及び部分休業の取得状況（平成30（2018）年度）

育児休業	平成30（2018）年度以前からの継続取得	17人
	平成30（2018）年度新規取得	9人
部分休業		10人

(4) 介護休暇の取得状況（平成30（2018）年度）

介護休暇取得者数	0人
----------	----

## (5) 休暇等の種類 (平成31(2019)年4月1日現在)

種 類		取得可能期間	
年 次 休 暇		20日付与(1年目は15日) 翌年に20日を限度に繰越し	
特別休暇	母性保護	産前・産後	産前 8週間(多胎妊娠の場合は14週間) 産後 8週間
		妊産婦への保健指導 又は健康診査	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回で、それぞれ正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間
		妊婦の通勤緩和措置	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要とされる時間
		妊娠に起因する症状により 勤務することが困難な場合	一の妊娠期間における14日の範囲内の期間で、必要とする日又は必要とする時間
		生理	1回について2日以内で必要とする期間
		育児時間	1日2回それぞれ30分以内の期間(やむを得ない場合は連続取得可)
	慶弔	結婚	7日以内で必要とする期間
		忌引	死亡した親族との関係により日数が異なる。
		父母の追悼	慣習上最少限度必要とする期間
	子の看護 育児支援等	子の看護	1年において5日(中学校就学前の子が2人以上いる場合は10日)の範囲内の期間
		配偶者の出産	その都度2日以内で必要とする期間
		男性職員の育児参加	妻の産前産後休暇期間内において5日の範囲内の期間
	事故	地震、水害、火災等による現住居の滅失又は損壊又は生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合	7日の範囲内の期間
		地震、水害、火災、交通機関の事故等による交通遮断、通勤途上における身体の危険回避	必要と認められる期間
	公権公務関係	選挙権の行使	必要と認められる期間
	介護	配偶者、父母、子等に 係る短期の介護	1年において5日(要介護者が2人以上いる場合は10日)の範囲内の期間
	その他	証人等としての出頭	必要と認められる期間
		骨髄ドナー	必要と認められる期間
		ボランティア	1年において5日の範囲内の期間
		夏季	連続する4日の範囲内の期間
リフレッシュ		連続する3日の範囲内の期間(勤続30年又は20年職員のみ)	
療養休暇	連続して90日の範囲内の期間		
介護時間	配偶者、父母、子等の 介護	連続する3年の間に、1日を通じて2時間を超えない範囲内	
介護休暇		通算して2週間以上6月の期間内において必要と認められる期間(3回まで分割可能)	
組合休暇	登録された職員団体の活動	1暦年につき、30日の範囲内	
育児休業 部分休業	育児休業	子が3歳に達する日まで	
	部分休業	小学校就学の始期に達するまでの期間で、1日を通じて2時間を超えない範囲内	

#### 4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況（平成30（2018）年度）

(1) 分限処分の件数及び処分事由

処分名	事由	人数
休職	心身の故障	5人

(2) 懲戒処分の件数及び処分事由

処分名	事由	人数
減給	一般服務違反	3人
	交通事故・交通法規違反	1人
戒告	一般服務違反	2人
	管理監督責任	3人

#### 5 職員のサービスの状況（平成30（2018）年度）

営利企業等の従事許可の事由別人数

事由	人数
統計調査指導員・調査員	34人
外部講師・外部委員	17人
スポーツ推進員	4人
その他	28人

#### 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況（平成30（2018）年度）

研修名	人数	研修名	人数
階層別		専門	
新採用職員研修	22	民法研修	11
一般職員研修第1部	29	契約事務基礎研修	1
一般職員研修第2部	19	市町村民税事務基礎研修	3
主任・主査研修	16	固定資産税事務基礎研修	8
係長研修	16	説明力向上研修	4
課長補佐級研修	19	その他専門研修	37
市独自研修			
新採用職員研修（前期）	32	人事評価研修	881
新採用職員研修（後期）	31	退職者セミナー	33
非常勤職員等研修	35	ライフプランセミナー	18
女性職員研修	35	副市長等ミーティング	35
主任・主査昇格者研修	35	コンプライアンス推進責任者研修	69
交通安全・コンプライアンス研修	975		
派遣研修			
アカデミー研修	1	全国建設センター研修	9
JIAM 国際文化アカデミー	2	新潟県専門研修（政策形成・行政法務）	2
地域リーダー塾（柏崎・全国）	3		

## (2) 人事評価制度の状況

人事評価制度の前身である人事考課制度は、職員の勤務実績や能力などの勤務成績を一定の評価基準・方法により評価するものです。組織における職業人としての能力を評価対象とし、複数の角度から多面的に職員の職務上の能力を把握して評価します。

柏崎市では、人材育成のための総合的・戦略的な人事管理システムとして、職員の能力・資質の向上を目的として取り組んでいます。

平成18(2006)年度から管理職員(課長級以上)に、平成20(2008)年度からは監督職員(係長以上)、平成21(2009)年度からは一般職員を加えて、職種に応じた考課方法を取り入れ、人事考課制度を試行実施してきました。

平成28(2016)年度には、これまで取り組んできた人事考課制度をベースとした人事評価制度を導入し、全職員を対象として取り組み、平成30(2018)年度からは、前年度の人事評価結果を、勤勉手当と昇給に反映させています。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況(平成30(2018)年度)

### (1) 健康診断の実施状況(受診者数は、非常勤・嘱託職員等を含みます。)

- ・雇入時健康診断 受診者数 32人
- ・定期健康診断 受診者数 688人
- ・各種健康診断 受診者数 844人

(胃がん、大腸がん、前立腺がん、肺がん、乳がん、子宮頸がん、B型肝炎、C型肝炎、電離、VDT健診、特定業務従事者健診)

- ・人間ドック 受診者数 620人
- ・健康指導 健診後フォローアップセミナー

### (2) 公務災害及び労働災害

区分	件数	主な事由
公務災害	9	両手打撲創、腰部打撲創、外傷性頸部症候群、頭部打撲、左母指捻挫、左第5趾基節骨骨折、左足関節捻挫、熱疲労、左大腿ハムストリング肉離れ、右橈骨遠位端骨折、頭部打撲、頭皮裂創
労働災害	5	左第3趾基節骨骨折、頭部・顔面打撲、右橈骨遠位端骨折、左手首骨折、右背部打撲

## 8 柏崎市公平委員会の業務の状況(平成30(2018)年度)

### (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

0 件

### (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

0 件